

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【公表番号】特表2016-523129(P2016-523129A)

【公表日】平成28年8月8日(2016.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-047

【出願番号】特願2016-517709(P2016-517709)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/0492 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 0 0 G

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月19日(2017.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療電極であって、

プレート要素と前記プレート要素に形成される突起とを含む導電性金属基部と、

前記導電性金属基部とは別の導電性支持部シリンダとを有し、

前記導電性支持部シリンダが、前記導電性金属基部に対して取り付けられ、前記導電性金属基部と電気的連通状態のまま前記導電性金属基部に対して回転可能である、医療電極。

【請求項2】

リセスが、前記突起及び前記導電性支持部シリンダの下端の1つに形成され、前記突起及び前記導電性支持部シリンダの下端の他の1つは、前記リセスへと取り付けられ、前記リセスに対して回転可能である、請求項1に記載の医療電極。

【請求項3】

リセスが、前記突起に形成され、前記導電性支持部シリンダの下端は、前記リセスへと取り付けられ、前記リセスに対して回転可能である、請求項1に記載の医療電極。

【請求項4】

導電性ベアリングが、前記リセスにおいて配置され、前記導電性支持部シリンダの下端は、前記導電性ベアリングに取り付けられる、請求項3に記載の医療電極。

【請求項5】

前記導電性支持部シリンダの長手軸に沿って延在し、外へ放射状に突設する複数の導電性及び弹性的ストリップが、前記導電性支持部シリンダの下端の円周表面上に配置され、前記導電性支持部シリンダの下端は、前記リセスに挿入される、請求項3に記載の医療電極。

【請求項6】

前記複数の導電性及び弹性的ストリップが、前記導電性支持部シリンダの下端の円周表面に均一に分散される、請求項5に記載の医療電極。

【請求項7】

球形ヘッドが、前記導電性支持部シリンダの下端に形成され、対応する球面リセスは、前記突起に形成され、前記球形ヘッドが、自在継手ナックルを形成するよう前記球面リセスにおいて受けられる、請求項3に記載の医療電極。

【請求項 8】

前記導電性金属基部が、第1の半分部分及び第2の半分部分を有する、請求項7に記載の医療電極。

【請求項 9】

フランジが、前記導電性支持部シリンドラの外側表面に形成され、導電性ばねは、前記フランジ及び前記突起の間に配置され、内側フランジを持つナットが、前記導電性金属基部に対して前記導電性支持部シリンドラを取り付けるために前記突起にねじ留めされる、請求項3に記載の医療電極。

【請求項 10】

前記プレート要素の下部の表面に適用される電解質ゲルを更に有する、請求項1に記載の医療電極。

【請求項 11】

前記導電性支持部シリンドラが、ケーブルを受けるため、長手軸に対して横方向に貫通孔を有する、請求項1に記載の医療電極。

【請求項 12】

前記導電性支持部シリンドラが、長手軸に沿って形成され、前記貫通孔と連通するネジ孔を更に有する、請求項11に記載の医療電極。

【請求項 13】

E C G デバイスに関する肢クランプであって、

第1のクランプ部分と、

第2のクランプ部分と、

前記第1のクランプ部分及び前記第2のクランプ部分を接続するバネ要素と、

前記第1のクランプ部分に取り付けられる請求項1乃至12の任意の1項に記載の医療電極とを有する、肢クランプ。

【請求項 14】

外側スレッドが、前記突起の外側表面に形成され、前記突起が、前記第1のクランプ部分に形成される貫通孔を通り、ナットが、前記外側スレッドにねじ留めされ、前記医療電極が、前記第1のクランプ部分に取り付けられる、請求項13に記載のE C G デバイスに関する肢クランプ。

【請求項 15】

前記医療電極が請求項9に記載の医療電極であるとき、前記医療電極を前記第1のクランプ部分に取り付けるための前記ナット及び前記導電性金属基部に対して前記導電性支持部シリンドラを取り付けるための前記ナットが、同じナットである、請求項14に記載のE C G デバイスに関する肢クランプ。